

11月13日はしっかり納税街頭キャンペーン

浅草税務署 佐々木幸男署長に聞く



▶職員手作りのイーター人形が署長室に

<プロフィール>

佐々木 幸男（ささき ゆきお）

北海道出身。旧大蔵省（財務省）主税局、関東信越国税局藤岡税務署長、税務大学校研究部教授、東京国税局調査第三部統括国税調査官、同課税第一部主任国税訟務官を経て現職。休日は「ヘラブリョリや渓流釣りに出かけます」。最近はお城の模型作りにも挑戦中。

Q. 浅草の街にどのような印象を受けましたか。

佐々木 浅草は「浅草寺と問屋・職人の街」といえるでしょう。業種ごとに街が形成されているのが特徴です。例えば、JR浅草橋駅付近にはひな人形店が集い、かつぱ橋道具街には食器・厨房器具などの店が並びます。同じ業種の問屋さんや職人さんが昔から一カ所に集まっているのだと思います。

Q. 浅草の街にどのような印象を受けましたか。

佐々木 浅草寺の西側、浅草R.O.X.界隈のにぎわいが好きです。演芸ホールや花やしきがあり、外国人も多く、さまざまな国の言葉が入り混じってアジアの下町といった感じがします。花やしきのローラーコースターは意外とスリルがあって楽しいですよ。

Q. 浅草地区の納税者の特徴は。

佐々木 浅草税務署は、法人課税部門が6部門、個人課税部門は2部門ということから分かる通り、法人中心署といえます。業種としては、食器・厨房機器・高級雑貨・履物などの卸問屋や皮革製品などのメーカーが多く、また、浅草寺に代表されるように寺社関係が

もっと広めたい e-Tax の利便性

海外からの観光客にも大人気の台東区・浅草。連日多くの人が訪れ、浅草寺を中心ににぎわいを見せている。その浅草地区を管轄するのが、蔵前にある浅草税務署だ。浅草に税務署が誕生したのは明治29年。当初は厩橋（うまやばし）税務署としてスタートしたが、管轄地の分離や震災による統合を経て、昭和22年に旧浅草区一円を管轄する現在の浅草税務署ができた。以降、浅草の街と共に歩んできた同税務署。佐々木幸男署長に、街の魅力と税務署の在り方について聞いた。（敬称略）

多いのも特徴です。Q. 税務署を訪れる人に対してどのようなことを心がけていますか。

佐々木 税務署は税務行政の最前線の窓口です。まず税務署で取り組んでいるのは、「待たせず、たらい回しにしない」ということ。昨年7月から「内部事務一元化」と呼ばれる納税者サービスがすべての税務署でスタートしました。これは申告

地元との連携重視

Q. 浅草の方々は租税教育に熱心と聞きます。

佐々木 納税貯蓄組合連合会の方々が中心となっ

て、毎年中学生を対象に「税についての作文」を募集しています。作文の応募率は全国平均約15%のところ、浅草地区ではなんと94%もの生徒さんが応募してくださっており、租税教育に非常に熱心な地域です。藤岡税務署（群馬）勤務のときのエピソードですが、職員が学校で租税について教える租税教室を実施したところ、子どもたちからお礼の手紙をいただきました。先生に強制されたのではなく自発的に書いてくれたようで、とてもうれしく思いました。社会の成り立ちに興味を持ち始める小学生・中学生時代に、タイムリーに税を考えるきっかけを与えるのはとても有意義で

人類の進歩

http://sinki-j.jp/

新規事業

検索

『社長のミカタ』巻頭面の人気コーナー、
「賢者の言魂」バックナンバーも配信中！

て行っている「打ち水大作戦」に参加しました。浅草名物のサンバカーニバルでも職員が約30人参加し、行列の先頭近くで打ち水をしました。11月13日には、税を考える週間のイベントとして関係団体等主催の「しっかり

Q. いま最も力を入れて

いることは。

佐々木 ご自宅や会社から確定申告書が提出できる国税電子申告・納税システム「e-Tax」を、浅草の地でも広く普及させたいと全力で取り組んでいます。

確定申告期には税務署が特に混雑しますが、e-Taxなら順番待ちもありません。「ネットでもどこでも申告・納税」を職員一丸となって推進していますので、便利なe-Taxのご利用をぜひよろしく願います。

納税街頭キャンペーン」があります。ハイレール・ダビッドソンのパレードがあり、わたしも参加する予定です。

Q. これからの課題は。

佐々木 国税はいま、大量退職時代を迎えています。限られた人員の中で、たくさんの方の仕事をこなさなければなりません。事務の効率化と人材育成を同時に進めなくてはならない局面に立たされています。

行政の効率化と納税者サービスの充実の両面があるのが「e-Tax」の推進と「内部事務一元化」です。「やり方はいいの、もっと工夫がほしいのか」といった検討や改善を行いつつ、これらを滞りなく進めてまいります。税務署の事務が効率化すれば、それだけ行政コストが減ります。真に納税者の皆さまのためになることですので、ぜひご理解とご協力をいただければと思います。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献
創立 60 周年



社団法人 浅草法人会

〒111-0051 東京都台東区蔵前3丁目5番15号
カールビル4階

TEL：03-3851-1861 FAX：03-3865-9455

URL：http://www.asakusa-houjinkai.or.jp

東京商工会議所台東支部からのお知らせ

会員・非会員問わずご利用できます。

— マル経融資 —

小規模企業のみなさんへ
（土業の方もご利用可能です）

無担保・無保証

1,500 万円

金利 年 1.85%（9 月 22 日現在）

— 窓口専門相談 —

（要事前予約）

法律相談・税務相談

第2木曜・金曜

13:00 ~ 16:00

東京商工会議所 台東支部（Tel:3842-5031）

〒111-0033 台東区花川戸 2-6-5 台東区民会館 1 階

オールAの通信簿に苦笑い

国税庁は毎事務年度、「達成すべき目標」を掲げている。これは、一般の会社における業務目標ともいえるもの。

その内容は多岐にわたり、目標を達成できたかどうかはすべて数値によって測ることができるようにされている。

たとえば、「電子申告などITを活用した申告・納税の推進に努めます」という目標については、e-Taxの利用件数を測定したり、利用した人へアンケートを実施するなどし、あらかじめそれらの目標値を定めておくことで、設定目標を上回ったか否かで「達成した」のSから「進展がなかった」のDまで、5段階評価をつける。

平成21年度の結果は、e-Taxの利用件数が昨年より増加していたことで目標達成、利用満足度は60%と

「役人仕事」へ外部委員ダメ出し

いう目標値に対して62.3%だったために目標達成、また「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度は80%の目標値に対して67.9%だったため未達成——などで「B」となっている。

この評価、同年度はAが5個、Bが6個という結果で、成績表でいえば「オール良」といった様相を呈している。ずば抜けたものはないが平均的にできる優等生といった感じで、それだけ国税庁がよくやっているともいえるが、「達成すべき目標」について外部の有識者が意見を寄せる懇談会の場では、出席者から「AとBばかり並んでいるのでは比較のしようがない」「よく達成したならSでいいし、どういった理由であれ未達成ならCも必要」といった意見が飛んだ。

公益法人として 社会のお役に立っています。



社団法人浅草法人会
会長 金田達明

浅草の企業の約半数の4千社の経営者が会員となって自己研鑽をし、税知識の普及、納税知識の向上および税制改正要望等および企業経営に役立つ情報の提供により社会の利益増進に役立つ会として、活動して60年、国税局のもとで団体化して43年となります。申告納税制度も電子申告納税制度となり、e-Tax等導入を働きかけているところです。また地域に密着した社会貢献活動として租税教育や打ち水による地域温暖化防止にも取り組んでおります。また平成20年12月に施行された新公益法人への移行認定の申請を予定しています。未入会の法人企業の皆様には、是非とも会員となり、公益事業への参加をお待ちしております。社会的評価を分かち合い、企業価値を高めましょう。

浅草法人会はこれからも「正しい納税、健全な経営、社会貢献」をテーマに企業と社会の発展に力を注いでいきます。

国税庁 年金保険料を強制徴収

国税庁が滞納年金保険料の強制徴収に向けて、臨戦体制だ。

今年1月、社会保険庁が解体され、日本年金機構が発足した。それにもない、厚生年金保険法、国民年金法がそれぞれ改正され、国税庁が、厚生労働大臣の委任により、年金保険料の強制徴収を実施することなどが整備された。

国税庁による強制徴収の対象となるのは、「2年以上滞納し、滞納額が1億円以上の事業者」および「2年以上滞納し、前年の所得が1千万円以上の個人」のうち、財産を隠ぺいしている可能性のあるケースや、機構が滞納処分を行ったにもかかわらず支払いの意思がみえないケースなど。いまのところ、国税庁への委任は届いていないという。

国税庁による強制徴収が実施されると、租税と年金保険料のいずれも滞納して

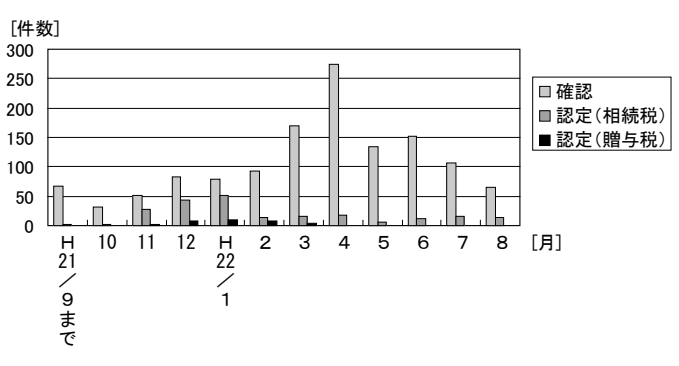
おり、滞納者がその全額を支払うだけの金銭を所持していないケースも想定されるが、この場合、「どちらを支払うかについては、本人の支払う意思を尊重する」(国税庁)。なお、差し押さえなどの処分に至った場合には、租税債権が優先される。

ところで、強制徴収が開始されれば、国税当局にとっては純負担増となるが、「すでに、1月の法改正を踏まえて人員配置されている」(同)。対象となるのが悪質な滞納事案であることから、税務署ではなく、各国税局の特別徴収部門での対応となる。

日本年金機構の発足からすでに9カ月が経過しており、国税庁への委任がいつ始まるもおかしくない状況。国税庁は、「厚生労働大臣からの委任があれば、粛々と滞納整理を進める」としている。

すでに準備は万全

【グラフ】経済産業大臣の確認と認定件数



「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を利用する際に、「経済産業大臣の認定」を受ける必要があるが、今年8月末時点で同認定の申請数(相続税)が214件に上ったことが、本紙の調べで分かった。同認定申請は、昨年9月から始まり、ここ数カ月は月15件ペースの増となっている。一方で事前に必要な「経産大臣の確認」申請数は減少傾向であり、各種要件が申請の壁となっている可能性がある指摘されている。

事業承継税制 経産大臣の認定200件突破

事前確認は

やらなきや損？

た。同申請は、制度開始直後の期間を除き、毎月15件程度で増えている(グラフ)。

④については、実際に申請を行ったことがある税理士法人によると、「中企庁が公開しているマニアル通りに書けば大丈夫」という。

一方で、「経済産業大臣の確認」申請については、今年4月をピークに減少傾向が続く。その理由について納税猶予制度の利用に積極的な経営者の申請が落ち着いた可能性が高いとみられている。「確認」は要件さえ整えばいつ申請しても構わず、申請したら絶対に同制度を利用しなければならぬものでもない。そのため、「とりあえず申請でも」という「とりあえず」族が多く出ると思われたが、確認要件が壁となり、実際の活用に踏み出せないという経営者も多いようだ。

同要件とは、①上場会社等、大会社、風俗営業会社でないこと②後継者(1社につき1人で親族に限る)が確定していること③経営者が、確認申請時において、同族関係者と合わせて総株主の議決件数の50%超を有し、かつ同族関係社内筆頭株主(議決件数で判定)であったこと④経営者が有する自社株や事業用資産を支障なく後継者に承継するための具体的な計画を有していることなど。

これらのうち、①や②は同税制を利用する上で当然クリアしているべきことだといえる。また、

実は、これについて経産省は、平成23年度税制改正要望の中に「納税猶予制度の特別子会社および同族関係者に係る適用要件などの見直し」を盛り込んでおり、「これは親族・姻族の規定の見直しになる」という話が一部でささやかれている。今後、より使いやすいく可能性も高そうだけに、制度の活用を視野に入れておきたい。

事業承継税制の適用には、「経済産業大臣の認定」が不可欠。また、その認定を受けるためには、「計画的な承継に係る取組」に関する同大臣の「確認」が必要となる。このうち「経済産業大臣の認定」(相続税)の件数については、同申請開始から丸1年が経過した8月末時点で計214件に上ることが分かった。

TAX・経営プチ解説

高齢者住宅に税優遇 固定資産税が3分の1に

総務省統計局がまとめた統計調査によると、わが国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は23.1%（平成22年9月15日時点）で、過去最高値を記録している。およそ4人に1人が65歳以上で、80歳以上のお年寄りには実に826万人にも上るといふ。紛れもなく「超高齢化社会」に突入しているわけだ。

高齢化社会の進行を背景に深刻な問題として浮上しているのが、住居問題。高齢者は、病気や事故による家賃滞納などが不安視され、賃貸住宅への入居を拒否されるケースが珍しくない。こうしたケースを減らすため、同13年に施行されたのが「高齢者の居住の安定確保に関する法律」である。



▶高齢者の住環境は発展途上

同法では、高齢者向け優良賃貸住宅を新築した個人・法人に対するさまざまな優遇税制が設けられ、高齢者の住居問題に一定の効果を挙げている。その優遇税制とは、高齢者向け優良賃貸住宅の新築から5年間(1)固定資産税を3分の1に減額する(2)一定割合を割増償却できる——というもの。

なお、ここでいう高齢者向け優良賃貸住宅とは①床面積35平方メートル以上②部屋数が5戸以上③同23年3月31日までに新築されたもの④同法に基づく国、地方公共団体からの補助金（住宅の共用部分や、手すり、緊急通報装置の設置、段差の解消などに対する補助金）を受けている——のすべての条件を満たす住宅を指す。

ところで、(1)の措置については、同22年3月31日でいったん期限切れを迎える予定だったが、今年の税制改正により1年間延長された。また、(2)の措置については、同23年3月31日で適用期限が到来するため、来年度の税制改正の過程で、その存続が議論されることになる。

素材が高額な資産 減価償却対象外

会社で機械や装置、備品やクルマといった資産を購入したとき、考えなくてはならないのが減価償却。

中小企業なら一定要件のもと、取得費用が30

税の軽減などは適用できるが、相続放棄して遺贈により取得した保険金の場合、生命保険の非課税枠である「500万円×法定相続人数」は適用できない。

ただし、死亡保険金でも契約形態によって相続税がかからないケースもある。たとえば契約者（保険料負担者）と保険金受取人が同じ場合は、保険金受取人の一時所得として所得税の課税対象。保険金を受け取る際には保険証券の内容をもう一度確認しておきたい。

高額医療費の対象 医療費控除と異なる

大病をして大きな医療費がかかってしまったときなどに、一般の医療保険などに加入していなくても、その際要した費用の還付を受ける方法がある。

「高額療養費」と「医療費控除」の両制度だ。

「高額療養費」は、医療機関でかかった医療費の月額が8万100円（医療費が26万7千円を超えた場合は超えた部分の1%を加算）を超えた場合、その部分について医療費の還付を受けられるというもの（所得により基準は異なる）。

また、「医療費控除」は、自分および自分と生計を一にする家族が年間にかかった医療費が、10万円か所得金額の5%を超える場合、その超えた部

万円以下なら全額を購入した事業年度の損金とできる特例がある。そのため、こちらを適用する場合は耐用年数などを気にせずともよい。しかし、業務用の特殊な機械や装置ともなると値が張るもの。30万円では済まないものは数えたらきりがなく、やはり減価償却の必要が出てくる。

とはいえ、高額でも減価償却しなくてよいものもある。「貴金属の素材の価額が大部分を占める固定資産」がそれだ。主に工業や理化学実験などに使われるものに多く、具体的には、ガラス繊維製造用の白金製の溶解炉、光学ガラス製造用の白金製のつばなどがある。

これらのように、貴金属の価額が取得価額の大部分を占めているもので、かつ、一定期間使用後は素材に還元して鋳直してから再使用することを常態としているものは減価償却資産には該当しない。

この場合、鋳直しに要する費用（地金の補給のために要する費用も含む）の額は、鋳直しをした日の属する事業年度の損金の額に算入する。

時の流れによって価値が減少しない資産も減価償却資産には該当しない。ここで挙げた資産の場合、減価するのは鋳直し費用のみで、素材部分は時間が経過しても減価しないと考えられているからだ。

一方で、耐用年数表には「白金ノズル」が入っている。白金ノズルも素材価値が大部分を占めているが、こちらは鋳直しの頻度が高い点で溶鉱炉とは異なる。そのため、白金ノズルおよび白金ノズルに類する工具で貴金属を主体とするものについても、減価償却が可能だ。



▶医療費控除の対象は意外に広い

分を所得税の税額から控除できるというものだ。

高額療養費と医療費控除は高額な医療費を国によって補助するという点で同一だが、その要件の詳細には異なる点も多い。

基本的に、高額療養費は医療保険の適用となるものが対象となる。

これに対し、医療費控除は出産費用や差額ベッド代なども含まれる場合があるほか、病院へ通院するための交通費やドラッグストアなどで購入した市販の医薬品もその対象。

これらの制度を利用するためには、かかった医療費を算出する必要があるが、医療費控除は、1年間に世帯全体で支払った対象医療費を合算するが、高額療養費や民間保険などで補てんされた部分は合算金額からマイナスしなければならない。

これに対して高額療養費は、同じ医療機関・同じ診療科に1カ月の間に支払った医療費が対象（一部例外あり）となり、民間保険で補てんされた部分を除く必要はない。

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長
大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

**全法連は、約100万社の会員企業
41都道県に442の会を擁する団体です。**

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4
TEL.03-3357-6681 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
台東区エリア版 浅草税務署編
平成22年10月22日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 台東区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、台東区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては浅草税務署に取材面でご協力いただきました。また、浅草法人会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする経済団体、さらには地元に密着した活動を展開する保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上に御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

この非課税規定で頭を抱えているひとつに医療機関がある。保険診療を行う医療機関では、患者から消費税を取らない。さらに、非課税ということ、問屋から医薬品などを仕入れるときに負担した消費税を控除することもできない。つまり、最終

税制改正要望の 重点項目に

消費者として消費税を負担することになるのだ。
また、消費税の課税仕入れは、



▲消費税アップとなればさらに厳しいことに…

医薬品の仕入れだけでなく、水道光熱費などの諸経費、医療器械や備品の購入費など、消費一般を課税対象とするので、ここでも消費税負担が生じてくる。そのため、日本医師会では、かねてより非課税規定の撤廃を求め税制改正要望を提出している。このほどまとめた平成23年度税制改正要望にも、重点要望として消費税問題を盛り込んだ。具体的には、①社会保険診療報酬などに対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可

能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善する②改めるまでの緊急措置として、設備投資にかかわる仕入税額を控除する特例措置を創設する③社会保険診療報酬などに対する事業税非課税の特例措置を存続させる——などだ。

日本医師会の今村聡常務理事は、記者会見で、医療機関では社会保険診療収入の2%以上の割合で控除対象外消費税が発生しているというデータで提示。仮に割合が2・20%だった場合、診療報酬に上乗せされた1・53%が補てんされているとしても、残りの0・67%を負担している現状があると指摘し、2008年度の国民医療費の動向から試算した医療機関全体の負担額は約2200億円になるとした。その上で、控除対象外消費税は医療機関の経営を圧迫する大きな原因であり、抜本的に解決してほしいと強調。また、「医療機関がきちんと存続していくには、診療報酬だけの話だけでも駄目だし、税の話だけでも駄目。医療機関の税制上の優遇は、診療報酬が廉価だから起こっているという話があるのであれば、そもそもそこを一体的に議論してほしい」と述べた。

非課税制度はありがた迷惑

このように、消費税法の「消費税を課さない」とする非課税規定は、消費者には消費税が課されないとしても、真の意味で非課税とはなっていないのだ。そのため、一部専門家の間では、保険診療報酬に係る消費税を真の意味で非課税とするため

には、「課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を負担しない仕組みを構築しなければ、真の意味での非課税にならないと指摘する。そこで、クローズアップされているのが「ゼロ税率」の導入だ。これは、消費税の仕組みから、保険診療報酬を消費税の課税対象とした上で、「ゼロ税率」＝「免税制度」を導入するというもの。現行消費税法でも、「課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を負担しない仕組みとして、「消費税を免除する」(消費税法第7条・輸出免税等) 免税制度がある。

一方でゼロ税率とは、課税資産の譲渡などの対価を課税扱いすることにより、標準税率に対して税率をゼロパーセントにすることで課税を免除するのだ。ゼロ税率を採用すると、形式的には消費税の課税となるが、消費税の税率はゼロパーセントなので、消費税の負担が生じることなく、事業者は「課税資産の譲渡等の対価の額である課税標準額に対する消費税額(0%)」から「その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を控除することができることになる。つまり、ゼロ税率にすれば患者負担は生ぜず、また医療機関にも消費税負担は生じないわけだ。

経営者のための 経営・財務情報紙

社長のミカタ

税務・財務情報に特化して60年超——。

信頼と実績のエヌビー通信社が満を持して、
35年ぶりに新創刊する経営・税務情報月刊紙！

中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、社保・年金、関連法令情報など)と税務(事業承継、相続税、法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!



毎月28日付・タブロイド判・12頁建以上
年間購読料 9,000円(送料・消費税込)

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通)

エヌビー通信社 事業企画課
〒171-8558 豊島区南池袋3-8-4



大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル5F)

TEL 03-3831-7050